

適用除外

禁止地域、禁止物件には、原則として広告物を表示又は設置することができませんが次のようなものは表示又は設置することができます。

1 許可を受けずに禁止地域、禁止物件に表示又は設置することができるもの

※ 条項号中（ ）内は規則

条一項一号	広告物の種類	基準等
4-1-1	法令の規定によるもの	
4-1-2	国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの	
4-1-3	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター等	
4-1-4 (2-1-1)	政治団体・学校等が営利を目的としない催事を周知するためのもの	30日以内 ※ただし、届出が必要
4-1-4 (2-1-2)	公共的団体が公の目的をもってするもの	※ただし、届出が必要
4-1-4 (2-1-3)	年中行事開催のためのもの	
4-2 (2-2)	公益上必要な施設等に寄贈者名を表示するもの	表示面積 0.5 m ² 以内で、表示面は1面

2 許可を受けずに禁止地域に表示又は設置することができるもの

※ 条項号中（ ）内は規則

条一項一号	広告物の種類	基準等
4-3-1 (2-3)	自家用広告物	敷地内の広告物の合計面積が 15 m ² 以内で、特定商品名を誇張して表示しないもの
4-3-3 (2-4)	自己の管理する土地物件に管理上の必要に基づき表示するもの	表示面積 0.5 m ² 以内で、特殊装置不可、高さは 1.5m以下
4-3-4	冠婚葬祭等のため一時的にその会場内に表示するもの	
4-3-5	講演会、展覧会等のため一時的にその会場の敷地内に表示するもの	
4-3-6 (2-5-1) (2-5-2)	人、動物、車両、船舶等に表示するもの	・人又は動物の場合、面積 0.5 m ² 以内 ・車両又は船舶の場合、縦 0.5m横 1m以下で 3件以内 ただし、自己の所有する車両、船舶に自己の名称を表示する場合及び広告車に表示する場合は除く
4-3-7	自動車に表示される広告物で他都市の条例による許可を受けたもの	

※ 自家用広告物とは・・・自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は営業内容（以下「自己の営業内容等」という。）を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の営業所等」という。）に表示し又は設置するもの

特定商品名を誇張・・・一つの広告物につき、特定商品名（〇〇コーラ、〇〇ビール等）の表示面積が、その広告物の全体表示面積の1/2以上を
 のとは 超える場合は、適用除外となりません。

特殊装置とは・・・・・・ネオンサイン、イルミネーション等を使用するもの

3 許可を受けて禁止地域に表示又は設置することができるもの

※ 条項号中（ ）内は規則

条一項一号	広告物の種類	基準等
4-3-2 (6-1)	自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示するもの	自己の営業所等が、沿線に広告物を表示し、又は設置しようとする道路から相当の距離を有している場合又は並木の後方にあるため道路から見えにくい場合であって、自己の営業所等の所在を表示することが事業遂行上不可欠であると認められるもので次の基準に適合するもの ① 1者1基 ② 材料は青銅、木又は擬木 ③ 色彩は青銅製にあつては着色しないもの、木製又は擬木にあつては焼き板地又はこげ茶地であつて、文字等は白色で発光塗料を使用しないもの ④ 高さは2m以内（共架は3m以内） ⑤ 表示面は平面で1者につき2面（背中合わせ） ⑥ 規格は1者につき横1m、縦0.5m以下（並木の後方に設置する場合の面積は、1面につき0.5㎡に道路から広告物までの距離1mにつき0.2㎡を加算した面積で、1.5㎡以内） ⑦ 照明装置は間接照明に限る（点滅装置は不可）
4-4-1 (6-2-1) (6-2-2)	自家用広告物	表示面積30㎡以内 （栃木県立自然公園内は表示面積20㎡以内） ※ただし、15㎡以内は許可不要
4-4-2	道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物又は公衆の利便に供することを目的とするもの	
5-1 (3)	良好な景観又は風致の維持及び向上のため、市長が指定する場所又は施設を利用して別に市長が定める規格に従い表示されるもの →日光街道並木敷（平成20年告示第131号 第6）	自己の営業所等が、沿道に広告物を表示し、又は設置しようとする道路から相当の距離を有している場合又は並木の後方にあるため道路から見えにくい場合であって、自己の営業所等の所在を表示することが事業遂行上不可欠であると認められるもので次の基準に適合するもの ① 表示面は平面で1者につき2面（背中合わせ） ② 表示面積は1面につき0.5㎡以内（縦・横各1.5m以下） ③ 高さは2m以下（共架は3m以下） ④ 材料は木 ⑤ 色彩は焼き板地で、文字等は発光塗料を使用しないもの ⑥ 照明装置は白色光の間接照明で点滅装置又は電光飾を使用しないもの

4 禁止物件に表示又は設置することができるもの

※ 条項号中（ ）内は規則

条一項一号	広告物の種類	基準等
4-5-1 (2-6-1) (2-6-2)	禁止物件のうち次の物件の所有者又は管理者が、自己の営業内容等を表示するためのもの ・煙突 ・石垣、よう壁、送電塔、送受信塔及び照明塔等	・1面の表示面積 30 m ² 以内で表示面が2面以内 ・1面の表示面積 5 m ² 以内で表示面が2面以内
4-5-2	禁止物件にその所有者又は管理者が、管理上の必要に基づきするもの	